

世田谷区告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に規定する扶助その他これに類する扶助の支出の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂 展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社セブン・ペイメントサービス
- (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

2 委託した支出

扶助費

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年8月25日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで